

川口市子ども読書活動推進計画素案（令和８年度～令和１２年度）

目次

第１章 計画策定の背景

- １ 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ２ 国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ３ 本市の子どもの読書状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第２章 基本の方針

- １ 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ２ 計画の期間と対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ３ 計画の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ４ 基本の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第３章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み（方策）

- １ 家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ２ 地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - （１）市立図書館の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ア 魅力ある読書環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - イ ボランティアとの協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - ウ 幼稚園・保育所への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - エ 小学校・中学校への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - オ 川口市立高等学校への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - （２）公民館等の社会教育施設の取り組み・・・・・・・・・・・・ 10
 - （３）児童センター・放課後児童クラブの取り組み・・・・・・・・ 10
- ３ 学校等における子どもの読書活動の推進
 - （１）市立幼稚園・保育所の取り組み・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - （２）小学校・中学校の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ア 市立図書館との連携事業の推進・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立・・・・・・・・・・・・・・ 12
 - ウ 子どもが読書により親しむことのできる環境の整備・・・・ 13
 - エ 学校図書館の活性化と図書資料の充実・・・・・・・・・・・・ 13
 - オ 地域ボランティアとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - （３）川口市立高等学校の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ア 市立図書館との連携事業の推進・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - ウ 図書資料の充実と環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

〔資料編〕

子どもの読書活動の推進に関する法律	16
川口市子ども読書活動推進計画検討委員会設置要綱	18
川口市子ども読書活動推進計画検討委員会委員名簿	20
策定の経過	21

第1章 計画策定の背景

1 計画の策定にあたって

近年、わが国ではＩＣＴ（情報通信技術）の発達に伴う情報化社会の急速な進展、ＳＮＳ等のコミュニケーションツールが多様化し、子どもの生活環境にも様々な変化をもたらしており、読書環境にも大きな影響を与える可能性が指摘されています。

このような状況下で、図書館にはこれまでに与えられてきた役割に加えて、新たな役割も求められてきています。

川口市立図書館では、これまで「川口市子ども読書活動推進計画（平成15年度～平成27年度）」及び第2次改訂「川口市子ども読書活動推進計画（平成28年度～令和2年度）」、第3次改訂「川口市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）」を策定しました。

第3次計画では、川口市立高等学校への支援や連携事業の推進、子どもたちの調べ学習や家庭学習の充実のためのパスファインダー「としょ★スタ」の作成、「子ども読書の日」にちなんだ展示やイベントの開催など、当初の基本方針を引き継ぎながら時代の変化を踏まえつつ、その内容の見直しや新たな事業を実施してきました。

本市では、家庭・地域・学校・行政が一体となり、より多くの人々が子どもの読書活動に関わり、次世代を担う子どもたちが進んで読書を楽しみ、自らの人生を豊かにできるよう、読書環境の整備・充実を目的とし、第4次改訂「川口市子ども読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）」を策定しました。

2 国・県の動向

子どもの読書離れが進むなか、子どもの読書活動の推進に向けた取り組みを進めていくため、平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」（法律第154号）が施行されました。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関して、基本理念を定め、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

また、平成14年8月には、この法律に規定（第8条1項）されている「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、積極的に環境の整備を推進することを基本理念としています。

この法律で都道府県（9条1項）、市町村（2項）ではこの基本計画に則り、計画の策定に努めなければならないと定められました。その後、平成20年3月には、同第二次計画、平成25年5月には、同第三次計画、平成30年4月には同第四次計画が策定されました。さらに、令和5年3月には、令和5年度 から令和9年度までの5年間の子どもの読書活動推進に

関する基本方針と具体的方策を明らかにする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」が策定されました。

県では、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」が策定されました。

その後4度の改訂を行い、令和6年7月には県内全ての子供たちが読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、全ての子供の読書活動の更なる推進を図る「埼玉県子供読書活動推進計画（第五次）」が策定されました。

3 本市の子どもの読書状況と課題

「令和7年度全国学力・学習状況調査」（小学校第6学年、中学校第3学年の全児童生徒対象）における「読書は好きですか」の質問について、本市では、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた児童生徒は、小学生65.3%、中学生56.0%となり、どちらも埼玉県の平均をやや下回っています。

（図1）「令和7年度全国学力・学習状況調査」における「読書が好き・どちらかと言えば好き」と答えた児童生徒の割合（%）

	小学生	中学生
本 市	65.3	56.0
埼 玉 県	67.4	60.0

また、「令和7年度埼玉県学力・学習状況調査」（埼玉県の小学校第4学年～第6学年、中学校第1学年～第3学年の全児童生徒対象）における「1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合」*1は、本市では、小学生18.0%、中学生29.9%となりました。

小学生については県の割合と大きく差はないものの、中学生については県の割合を大きく上回っています。

（図2）「令和7年度埼玉県学力・学習状況調査」における「1ヶ月に1冊も本を読まない」児童生徒の割合（%）

	小学生	中学生
本 市	18.0	29.9
埼 玉 県	17.6	21.7

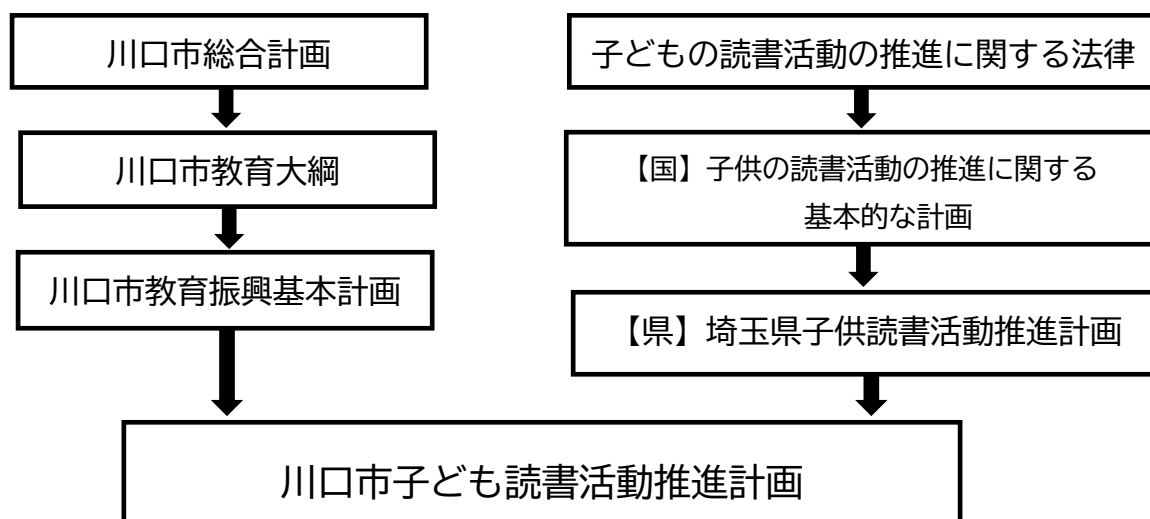
近年では、子どもたちの生活環境が以前とは大きく変わったり、教育課程や行事等の見直しを行ったことで全校一斉に読書をする機会が減少したりと、子どもたちを取り囲む環境による変化の影響も考えられます。

子どもの読書週間の形成を目指す上で、子どもたちの読書環境の変化を把握し、1か月に1冊も本を読まない児童生徒の割合を減らすことは重要な課題です。

*1 電子書籍含む。教科書、参考書、漫画、雑誌を除く。小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生が対象。

第2章 基本的方針

1 計画の位置づけ



2 計画の期間と対象

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、5年毎に見直しを行います。

この計画の対象は、おおむね18歳以下の子どもとします。

また、家庭、保育所・幼稚園・学校・図書館等子どもの読書活動に関わりを持つ市民及び団体等を対象に計画を推進します。

3 計画の指標

本市では、全国学力・学習状況調査における「読書は好きですか」の調査結果をもとに数値目標である指標を定めました。

読書が好きな子どもの割合（％）

	令和7年度		令和12年度
小学生	65.3 (全学調対象の6年生)		70.0
中学生	56.0 (全学調対象の3年生)		61.0

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査の分析により、小学校6年生から中学校2年生、3年生に上がる段階で全く本を読まない子どもの割合が大幅に増加することが分かりました。

本計画では、自宅で自由にインターネットを視聴することができ、動画視聴やオンラインゲームをして放課後を過ごしたり、勉強や習い事などに多くの時間を要したりすることで、読書をする時間が減少する小学校中学年～高学年に特に焦点を当てて取り組みを行うとともに、幼少期から読書経験を積み重ねることの大切さを伝える事業を展開し、読書が好きと感じる子どもの割合を増やし、本のおもしろさ、楽しさを自ら発見できるよう働きかけます。

中学生、高校生に向けては、読書に関心を持たせる取組を推進するとともに、川口市立高等学校との連携を密にし、読書活動を支援します。

また、今回の計画の指標については、全国学力・学習状況調査結果を参考としているため、市内の小学校6年生、中学校3年生と調査対象が限定されたものとなっています。次回改定時には、調査の経年変化も見とれるよう、本市の小・中学生、高校生についても実態調査を行えるようアンケート調査実施を検討します。

4 基本の方針

本市では、国及び埼玉県の基本の方針を踏まえ、次の項目を計画の基本の方針とします。

- 1 子どもがいつでも本を手に取り読書を楽しむ
- 2 子どもと保護者が一緒に読書を楽しむ
- 3 子どもたちの読書意欲を高める
- 4 興味や関心を引き出す場を提供する
- 5 読書習慣を身に付ける

子どもの読書活動は、子どもたち自身が、本のおもしろさ、楽しさを自ら発見することで、すばらしい本に出会う環境づくりを推進するため、図書館や学校図書館の充実、読書活動推進のための様々な組織間の連携、家庭への啓発やボランティア団体との協働、これらに対する支援など、体制の整備に努めます。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取り組み（方策）

1 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、子どもにとって一番身近な読書環境であり、子どもに読書の楽しさや大切さを伝える上で重要な役割を担っています。子どもがいつでも本を手にとることができ、安心して読書を楽しめる環境をつくることや、子どもと一緒に図書館に出向いて読書を楽しむなど、子どもが読書に親しむきっかけを工夫してつくることが重要です。また、大人が率先して読書を楽しむ姿を子どもたちに見せることは、子どもが読書に親しむきっかけにつながります。家庭の中で、本についての会話が弾むことを期待します。

■ 展開する施策 ■

● 子どもと本の出会いの場の提供

- 出生時に絵本を手渡す事業を継続して行います。
- 図書館等の地域施設*2 では、おはなし会や手あそび・わらべうたの会等、子どもと本の出会いの場を提供し、家庭でも読書を楽しめるように啓発します。
- 乳幼児を対象に実施している育児教室の中で、読み聞かせの大切さについて啓発していきます。
- 幼稚園・保育園等と図書館が連携し、子どもが幼少期から本に触れたり親しみを持てる機会を提供し、読書の大切さを啓発します。

● 読書に親しむ環境づくり

- 図書館等の地域施設の利用促進を図るため、広報紙やホームページ、SNS 等で広報・啓発します。
- 子どもの読書意欲向上のため、図書館オリジナルの「どくしょノート」を活用した取り組みを行います。



● 家庭での読み聞かせ・読書の支援

- 年齢に応じたブックリスト*3を学校や図書館等で配布し、家庭での読み聞かせ・読書を推進します。

*2 中央図書館や地域図書館、公民館や子育てサポートプラザ等をいう。

*3 図書館司書が選定した、子どもたちに読んで欲しい本を紹介したパンフレット。

2 地域における子どもの読書活動の推進

地域においては、行政とボランティア、関連機関等が協力し、子どもたちが読書に親しむ機会を積極的に提供することが重要です。

(1) 市立図書館の取り組み

図書館は、子どもの読書活動を推進するための専門的かつ直接的な役割を担う施設です。そして、子どもたちにとって、読みたい本を自由に手に取り、読書の楽しみを知ることのできる場所です。また、保護者にとっても、子どもに読み聞かせをする本を選んだり、図書館司書に子どもの読書について相談したりする場でもあります。

子どもたちとその保護者が気軽に利用しやすく、質の高いサービスが提供できるよう努めるとともに、より良い読書環境の整備と読書意欲を向上させる事業を推進していきます。

■ 展開する施策 ■

ア 魅力ある読書環境づくり

● 読書環境の整備と図書の充実

○魅力のある本を選定・収集し、子どもの知的欲求を満たす図書の充実に努めます。

○子どもたちの読書への興味を広げるため、季節や行事をテーマにした展示や「ラッキーバッグ」*4等のイベント展示を行います。

○赤ちゃんコーナー、小学生向けコーナー、ティーンズコーナー*5の図書の充実と、成長段階に応じた本を選びやすくするため、展示方法を工夫し、読書への関心を高める工夫をします。

○日本語を母国語としない子どもたちのために、外国語で書かれた絵本・児童書の収集に努めます。

● 子どもが読書に親しむための行事の開催

○年齢に応じたおはなし会を開催します。

○季節の行事（夏休みおはなし会・クリスマスおはなし会）を開催します。

○「子ども読書の日」（4月23日）に合わせた展示等を実施し、周知・啓発に努めます。

○民間企業・団体と共同イベントを開催する等、子ども読書活動を推進するための連携に努めます。

● レファレンスサービス*6等の充実

○職場内の職員研修・研究を充実させ、図書館司書の専門性を高めます。

○国や県等が開催する研修へ積極的に参加し、職員の資質の向上を目指します。

*4 「ラッキーバッグ」とは、テーマに合わせて図書館司書が選んだ本3冊が袋に入っていて、貸出を行うイベント。

*5 13歳～18歳までの中学生・高校生を対象に、その年代に適した図書・雑誌を揃えている。

*6 利用者が必要としている情報や資料を、図書館司書が図書館にある資料を用いて調査すること。

● 障害のある子どもたちへの支援

○点字図書や大活字図書、LLブック*7などの様々な障害の特性に合わせた「バリアフリー図書コーナー」を子どもコーナーに設置し、図書の充実・収集に努めます。

イ ボランティアとの協働

● 市立図書館や学校で活動するボランティアへの支援

○ボランティア養成講座や研修会を開催し、地域で活躍するボランティアを支援します。

○子どもたちにより多くの本の魅力を伝えてもらえるよう、ボランティア団体への団体貸出*8を充実させます。

ウ 市立幼稚園・保育所への支援

● 読書に親しむ環境の整備

○子どもたちがより多くの本を手に取り、読書を楽しめるよう、団体貸出やリサイクル事業*9を通して絵本を提供します。

○読書をすすめるブックリスト

「ちいさい子にすすめる絵本リスト」

「幼児（４～６歳）におすすめの絵本」

を作成・周知します。



エ 小学校・中学校への支援

● 図書の充実

○学校における授業のカリキュラムに合わせた、団体貸出専用の図書を充実させます。

○子どもたちがより多くの本を手に取り、読書を楽しめるよう、リサイクル事業を通して絵本・児童書を提供します。

*7 スウェーデン語の Lättläst の略で、易しく読みやすい本のこと。知的障害や学習障害などがある人が読みやすいよう、易しく短い言葉・文章で書かれており、内容を理解する助けとしてイラストや写真なども添えられている。

*8 図書館に登録した学校・幼稚園・保育所や読み聞かせ団体に、最大５０冊、１ヶ月間４週間まで、図書資料を貸し出すこと。

*9 図書館で除籍対象になった児童書を有効に活用するため、学校・幼稚園・保育所等に対し、無料で提供すること。

● 本に親しむ機会の提供

- 子どもたちが図書館について理解を深め、生涯にわたり利用できるよう、来館またはオンラインでの図書館見学を随時受け入れ、図書館利用やおはなし会への参加を啓発します。
- 子どもたちの読書に対する意欲を高め、本に親しんでもらうために、市立図書館司書を小学校・中学校へ派遣し、出張おはなし会やブックトーク*10を実施します。
- 小学校の児童に読書をすすめるリーフレット「川口市立図書館からおすすめの本」を、中学校の生徒に「ティーンズの本棚」を、一人一人に配布します。
- 市内小学校1年生に向けてブックリスト「としょかんにおいでよ」を配布し、図書館利用の促進や読書活動の啓発を図ります。



● 学習支援

- 子どもたちの調べ学習や家庭学習の充実のため、教科書の単元に沿ったテーマのパスファインダー*11「としょ★スタ」を作成・配布します。
- 子どもたちや先生方の学びの支援として、学習指導要領の内容に即した図書館司書による出前授業を実施します。
- ICTを活用した授業にも対応可能な「かわぐち電子図書サービス」の周知を図ります。



● 学校との連携

- 教職員の「子どもの読書」への知識・関心をさらに高め、子どもたちへの教育活動に役立てるため、学校と連携して研修を実施します。
- 学校との情報、意見交換の場として、連絡会や合同研修会の開催に努め、連携事業の周知を図ります。

*10 あるテーマに沿って、様々なジャンルの本を何冊か順序だてて紹介すること。

*11 テーマに沿った本やインターネットの情報をまとめた、調べ方案内のリーフレット。「としょ★スタ」は、図書館から学びを始めよう「としょかんスタート」と図書館で学ぼう「としょかんスタディ」の願いを込めた名称。

オ 川口市立高等学校への支援

●幅広い分野の図書資料の提供

- 川口市立高等学校の学校図書館のシステムと連携させ、市立図書館の資料の貸出を行い、市立高等学校生徒の興味・関心に応じた図書を提供します。
- 「ティーンズ通信」の発行や、読書をすすめるリーフレット「ティーンズの本棚」を市立高等学校の生徒一人一人に配布します。

●情報交換

- 市立高等学校と年1回程度、図書委員の生徒も交えた交流会を実施し、さらなる連携を図ります。

(2) 公民館等の社会教育施設の取り組み

本市の公民館等社会教育施設では、多くの館が図書コーナーを設けており、ボランティア団体による「おはなし会」なども開催されています。

これらの施設は子どもたちにとって身近な施設であり、子どもの読書に対する興味や関心を引き出す場として一層の充実を図ります。

■ 展開する施策 ■

● 読書活動に関する啓発と資料の充実

- 読書をすすめるブックリストを設置します。
- 館報を活用して、「おはなし会」の活動の周知や参加の啓発に努めます。
- 図書室もしくは図書コーナーを常時開放し、本の貸出を行います。
- 市立図書館からのリサイクル本の提供を活用し、図書コーナーの充実に努めます。

(3) 児童センター・放課後児童クラブの取り組み

本市には児童センターやこども館等の施設があり、乳幼児から中高生までの子どもたちが安全に楽しく遊べる居場所であるとともに、数多くの子育て支援事業を展開し、地域の子育て支援の場として活用されています。各館には図書室もしくは図書コーナーを備えており、今後もより一層、子どもが読書に親しむ機会を提供し、子どもの読書活動の推進を図ります。

また、公設民営の放課後児童クラブにおいても、本に親しむ機会の提供を行っていきます。

■ 展開する施策 ■

● 本に親しむ機会の提供と充実

- 図書室もしくは図書コーナーを常時開放し、本の貸出を行います。
 - 市立図書館からのリサイクル本の提供を活用し、図書コーナーの充実に努めます。
 - 子どもたちの読みたい本のリクエストを受け、積極的に備えます。
 - 絵本の読み聞かせや読書の時間を設けるなど、子どもたちが本に親しむ環境をつくりま
- す。

● 読書活動に関する啓発

- 読書をすすめるブックリストの設置や新刊紹介を行います。

3 学校等における子どもの読書活動の推進

学校においては、これまで、教育活動をとおして様々な読書活動が行なわれてきました。子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために、学校の果たす役割は大きくなっています。そこで、教職員全員が読書活動の重要性を再認識し、引き続き取り組みを推進していきます。

(1) 市立幼稚園・保育所の取り組み

乳幼児期に子どもが社会とかかわりをもつ場所として、幼稚園や保育所があげられます。言葉を獲得し、情緒面が著しく発達していくこの時期に、読書活動を通じて多くの言葉にふれることは大変有意義です。子どもたちが本の楽しさを感じ、親しむことができるよう、取り組みを推進していきます。

■ 展開する施策 ■

● 本に親しむ機会の提供

- 団体貸出制度を教職員に周知し、市立図書館の本を積極的に利用していきます。
- おはなしサークルやボランティアによるおはなし会や読み聞かせ、絵本の紹介を実施し、子どもたちや保護者が本に親しむきっかけづくりをしていきます。
- 家庭への貸出用絵本コーナーを設置し、さらなる充実を図ります。

● 子どもが自由に絵本を手に取り、見ることができる環境整備

- 絵本コーナーを常設し、子どもの興味・関心にこたえる図書を充実させます。

● 保護者に対する読書活動の啓発

- リーフレットを配布し、乳幼児期の子どもの読書活動の意義を啓発していきます。
- 保護者懇談会等において、読書の大切さを伝え、保護者の意識の高揚を図ります。

● 日常保育における、読み聞かせ・おはなしの充実

- 本に触れる機会が習慣化するよう、読み聞かせやおはなし(ストーリーテリング) *12 を日常的に行なっていきます。

● 教職員全員で取り組む姿勢の確立

- 普段子どもたちがふれている絵本についての情報交換を行い、子どもの実態把握や絵本の読み聞かせについて研修していきます。
- 市立図書館司書と合同研修会を実施していきます。

*12 物語やお話を覚えて、語って聞かせること。「素話」「語り」ともいわれる。

(2) 小学校・中学校の取り組み

小学校・中学校においては、それぞれの発達段階に応じて、子どもたちが読書に親しみ、読書の楽しさを味わうことで、読書習慣を身に付けることが大切です。

そのため、これまで行われている朝読書等の学校での読書の時間の確保や学校での読み聞かせ等の取り組みについて、今後も継続・充実を図ります。さらに、学校図書館の「学習センター」「情報センター」の機能を充実させ、子どもたちの自主的・自発的な学習活動に取り組める環境づくりと適切な支援を推進します。

■ 展開する施策 ■

ア 市立図書館との連携事業の推進

● 「読書による人づくり推進事業」で寄贈された図書の活用

○子どもたちが気軽に身近にある本を手に取り、読書活動ができるよう、本の活用方法を工夫していきます。

● 団体貸出制度を活用した効果的な学習活動の充実

○団体貸出制度を利用し、その本を使った学習活動を推進していきます。

● 学校と市立図書館との連携及び情報交換の強化

○学校図書館の充実が図れるよう、学校図書館司書研修等を活用し、情報交換に努めます。

○子どもたちの読書へのきっかけづくりとして、市立図書館で作成したリーフレットを配布し、活用します。

○子どもたちの読書に対する意欲を高め、本に親しむ態度を養うために、市立図書館司書によるブックトークや出張おはなし会、出前授業を実施していきます。

● 教職員の資質向上のための研修会への参加

○読書好き・本が好きな子どもたちを育成するための学校図書館経営等について、市立図書館と連携して研修を実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。

イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

● 学校図書館司書^{*13}の活用

○各学校に配置した学校図書館司書と教職員が連携し、子どもの読書活動や調べ学習への支援をしていきます。

● 司書教諭^{*14}及び図書主任^{*15}を中心とした校内体制の確立と研修会の実施

○学校図書館教育に関する校内組織を確立するとともに、計画的に研修を実施し、教職員の本や読書に対する意識を高め、教職員の資質能力の向上を図ります。

^{*13} 学校図書館の運営を、司書教諭とともに協力して行なう会計年度任用職員のこと。令和元年度から1人2校兼務で全校配置。図書の整理や学校図書館の授業の補助、図書の貸出、学校団体貸出申請等を行なう。

ウ 子どもが読書により親しむことのできる環境の整備

● 電算図書システム導入の推進

○学校図書館機能を十分に発揮するために、蔵書情報の電子による管理を推進していきます。

● 学校図書館図書標準^{*16}の達成

○子どもたちの様々な興味・関心にこたえるために、図書資料を計画的に購入し、図書標準を満たすようにします。

○司書教諭、図書主任、学校図書館司書および市立図書館司書が作成するブックリストを活用して、教育課程の展開に寄与する図書資料を揃えます。

○市立図書館からのリサイクル本の提供を活用し、図書資料の充実に努めます。

○子どもたちがいつでも本を手にとれるよう、学級文庫等の設置に努めます。

● 読書活動に関する啓発

○「子ども読書の日」や「子ども読書週間」の周知と、ポスター掲示等を活用して読書の啓発に努めます。

○子どもたちが学校図書館を利用し、さまざまな本に触れられるよう、各学校の特色に応じた図書委員会の活動等を行います。

エ 学校図書館の活性化と図書資料の充実

● 効果的な選書・購入

○市立図書館司書が作成するブックリストを参考としながら、校内で選書会議を開く等、意図的・計画的な選書・購入を実施し、魅力ある図書資料の充実に図ります。

● 家庭や地域後援会からの寄贈本等の支援・寄贈本の整備

○家庭や地域のボランティアの方々に支援を求め、図書資料の充実に図ります。

○本の整備、登録等についての協力・支援を依頼し、図書資料の整備の充実に図ります。

オ 地域ボランティアとの連携

● 学校応援団^{*17}（ボランティア）の活用

○読書活動をはじめ、学校図書館の整備や本の修理などの幅広いボランティア活動受け入れのための体制づくりをすすめます。

*14 学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導、さらには、学校図書館の利用指導計画の立案など、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う。

*15 学校内における運営上の業務分担の1つ。特に、学校図書館の管理・運営、読書指導、視聴覚器材の管理などを担当し、中心となって業務を行なう。

*16 文部科学省が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定した、学級数を基準に示した蔵書数の目標値のこと。

*17 学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備など、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織をいう。

(3) 川口市立高等学校の取り組み

高校生は、読書の目的、資料の種類に応じて適切に読むことができる発達の水準に達しますが、様々な理由から読書離れが進む傾向にあります。しかし、自分の生き方・将来等を考え始めたり、自らの課題を解決したりする過程において、読書活動がその方向性を示し課題解決の一助となりうると、改めて期待されています。

そこで、川口市立高等学校では、読書の量を増やし、質も高められるように、学校図書館機能を充実させ、生徒たちが主体的・意欲的に読書活動や学習活動に取り組める環境づくりを推進します。



■ 展開する施策 ■

ア 市立図書館との連携事業の推進

● 連携システムの構築

○市立図書館の図書資料を川口市立高等学校の学校図書館で予約・受取を可能にし、幅広い図書資料を提供します。

● 情報交換

○市立図書館と年1回程度、図書委員の生徒も交えた交流会を実施します。

○市立図書館発行のリーフレット等を活用し、館内に掲示・展示をします。

イ 教職員全員で取り組む姿勢の確立

● 学校図書館利用の促進のための取り組み

○生徒とともに教職員への学校図書館利用のオリエンテーションを実施し、授業での活用を図ります。

● 学校図書館担当職員の活用

○学校図書館担当職員を配置し、読書活動や調べ学習の支援の充実を図ります。

ウ 図書資料の充実と環境の整備

● 図書資料の充実

○生徒自身が学校図書館内だけでなく、インターネットを使って校外からも資料検索できる環境を整備します。また、市立図書館検索予約用PCのさらなる利用促進のための広報を充実させます。

○生徒からのリクエストにも対応した選書を行います。

○電子資料の特性を生かした電子図書館の活用をはかります。

● 学校図書館からの情報発信

- 新着図書案内を発行、全生徒・教職員に配布し、利用促進を図ります。また、教職員向けの職員室内の出張図書館の設置など、教職員も図書資料を活用できるよう、支援します。
- 学校ホームページで学校図書館の活動を発信します。
- 学校図書館内にミニギャラリーを設置し、他課とも連携した展示をして、生徒の興味関心を広げます。

● 図書委員の活動

- 図書委員によるライブラリーニュースなどの広報活動の充実を図ります。

